



様式第3号

沖縄県土木建築部公告 南土第10302号

〔簡易公募〕型プロポーザル方式〔総合評価型  
技術者評価型〕に係る手続開始の公告〔単体発注  
共同企業体発注〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年6月27日

（契約担当者）

沖縄県土木建築部南部土木事務所  
所長 濱元 盛



1 業務概要

- (1) 業務名 平成23年度 南部東道路整備計画検討業務委託
- (2) 履行場所 沖縄県南風原町山川～南城市玉城垣花地内
- (3) 業務内容 本業務は、都市計画、南部東道路整備検討委員会及び環境影響評価等の議論を踏まえ、縦横断線形を検討し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び、環境等を総合的判断し、最適な計画を提案する。  
また、提案した計画に対する事業実施上の課題、事業実施の工程スケジュール、及び課題対策の工法検討等を提案する。  
関連業務等 南部東道路整備検討委員会  
南部東道路環境影響評価業務  
南部東道路用地アセスメント実施業務
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月26日まで
- (5) 業務量の目安 15,000,000円程度
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 沖縄県の平成23・24年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の業種：土木関係コンサル（県内）の「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」のいずれかに登録された者。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
  - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - オ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - キ 沖縄県内に、本店があること。
  - ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。
  - ケ 参考見積りの業務コストが適正であること。
- (2) 削除
- (3) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2 (3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 2 (3)イからエに挙げる基準が公告の日時点で、測量調査設計業務実績情報サービスTECRIS（以下、「TECRIS」という。）に登録され、かつ業務実績等がTECRISにより証明及び確認ができること。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であり

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門の内、「建設－土質及び基礎」、「建設－鋼構造及びコンクリート」、及び「建設－道路」のいずれかの部門－専門事項）の資格有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門の内、「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」及び「道路」のいずれかの専門事項）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。
- c R C C M（「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」及び「道路」のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C M（「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」及び「道路」のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成13年4月1日から平成23年3月31日の期間に完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1件以上有し、かつ参加表明企業の管理技術者として平成21年4月1日から平成23年3月31日まで完了した設計に関する業務に従事した実績を有すること。

- a 同種業務：道路の設計業務（予備設計・基本設計）
- b 類似業務：道路の設計業務（実施設計・詳細設計）

（業務実績は、日本国内における国・都道府県・政令指定都市、都市整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。道路とは、道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）第5条、第7条及び第8条により指定又は認定を受けたものを言う。以下に同じ。）

(イ) 照査技術者

- a 同種業務：道路の設計業務（予備設計・基本設計）
- b 類似業務：道路の設計業務（実施設計・詳細設計）

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。

※手持ち業務量とは、公告の日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中

の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

#### 4 受注者の特定に関する事項

##### (1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

##### ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

##### ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

##### (2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議にを経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

#### 5 各種手続き等

##### (1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成23年6月27日(月)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文6(6)イの場所

##### (2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 平成23年6月27日(月)から平成23年7月4日(月)まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知(選定通知)

電子入札システム又は、郵便等をもって平成23年7月14日(木)を予定する。

##### (3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期 間 平成23年7月14日(木)から平成23年7月29日(金)まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 平成23年8月8日(月)から平成23年8月10日(水)まで

(イ) 方法等 参加説明書による。

##### (4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4(2)より通知する。

ア 日 時：平成23年8月18日(木)(予定)

#### 6 その他

##### (1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認等

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

ウ 受注者の決定後、TECRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

エ 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(5) <削除>

(6) 問い合わせ先一覧

ア 契 約 関 係：〒900－0029 沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎 8F  
沖縄県土木建築部 南部土木事務所 計画調査班  
電話番号 098－869－1788

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設 計 図 書 関 係：アと同じ。

(7) 詳細は参加説明書による。

(8) 評価結果の公表

技術提案書を要請する者の審査結果及び、技術提案書を特定した評価結果は、契約後に公表する。